

和歌山県警察保護対策実施要綱の制定について（例規）

（最終改正：平成24年4月3日 組対第20号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

この要綱は、保護対象者に対する暴力団等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロ等をいう。）による危害行為を未然に防止するため、保護対象者の保護に関して必要な事項を定めることを目的とするものです。

その内容は、

- 保護対象者の指定等
- 基本的配慮事項
- 保護対策官の設置等
- 保護対策責任者の設置等
- 保護対策計画の策定等
- 保護対象者の指定の解除

等です。